

野田市いじめ防止基本方針 (素案)

野 田 市
野田市教育委員会

平成 年 月

はじめに

1 野田市におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの解消
- (3) いじめの未然防止
- (4) いじめの早期発見
- (5) いじめの解決に向けた取組
- (6) 学校と家庭及び地域等との連携

2 野田市におけるいじめ防止等に関する取組

- (1) 組織
- (2) 具体的な取組

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

- (1) 組織
- (2) 具体的な取組

4 保護者・地域におけるいじめ防止等に関する役割

- (1) 保護者の役割
- (2) 地域の役割

5 重大事態発生時の対応

- (1) 重大事態の定義
- (2) 重大事態の判断
- (3) 重大事態発生による対応
- (4) 重大事態発生への報告
- (5) 調査主体の決定及び組織
- (6) 調査の実施及び対応
- (7) 調査結果の提供及び報告
- (8) 調査結果の外部への公表
- (9) 資料の保管

6 「野田市いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

はじめに

野田市は、安全安心な学校づくりと学力の向上を基本方針とし、「確かな学力の定着」、「豊かな心の育成」、「健やかな体づくり」を柱とした教育を展開し、生涯にわたる人間形成の基礎づくりを、学校・家庭・地域社会と連携して推進している。

特に、いじめの問題への対応は学校における重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでと同様に、様々な取組が求められる。もとより、日本国憲法、児童の権利に関する条約等で、児童生徒には教育を受ける権利があることが規定されているが、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第1条では、いじめによって児童生徒の教育を受ける権利が侵害されるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがないように、いじめの防止等の対策を講じることが求められている。

法の施行により、国と各学校はいじめ防止基本方針を策定することが義務化され、野田市内の学校も平成26年度から毎年度見直ししながら新年度ごとに基本方針を策定している。いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、心豊かで安全・安心な学校をいかにしてつくるかという、学校全体の課題として、いじめの早期発見、早期対応に努めてきている。

市教育委員会では、国や千葉県の基本方針等による防止対策があること、他市よりも早くいじめアンケートを実施して、いじめの早期発見、早期対応に努めていたこと、さらに、野田市学校警察連絡協議会や野田市PTA連絡協議会、野田市保護司学校連絡会等による、いじめを含めた生徒指導上の諸問題に関係機関と協議する場が多くあり、重大事態発生ときは、これらの組織を活用した委員会を立ち上げる想定をしていたことから、法が言う「いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する」ことが機能していると考え、あえて、野田市としての基本方針を急いで策定しなければならないという認識ではなかった。

しかし、深刻ないじめの重大事態は、法が施行された後も全国で多数起きている状況がある。そのため、野田市で重大事態が起きた場合を想定し、必要な組織の在り方や調査を含めた対処の方法を明記した、野田市としての基本方針を策定する必要があると考えた。策定に当たり、法施行3年目による施行状況を評価した国の基本方針の改定内容等（「いじめの防止等のための基本的な方針」平成29年3月14日最終改定、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月）も参酌して、学校がいじめ問題の克服に向け、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等の具体的な取組について、野田市における基本的な考え方、市教育委員会や学校の取組、保護者等の役割を明確にして、重大事態発生時の対応を示す「野田市いじめ防止基本方針」を策定することにした。

1 野田市におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

法第2条に基づき、本基本方針では、次のとおりいじめを定義する。

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒と同じ学校に在籍しているなど、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校及び中学校をいう。ただし、本基本方針では、野田市立小中学校をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒が心身の苦痛を感じていないケースでも、加害行為を行った児童生徒に対する指導は法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれ、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされたりする。 等

これらの態様に対して、教師が指導しないですぐに加害者が謝罪して良好な関係を再び築くことができた場合でも、法が定義するいじめに該当することから、教師等は学校のいじめ対策組織に情報を報告する必要がある。

(2) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめにかかる行為がやんでいること。
いじめを受けた児童生徒に対する心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が少なくとも3か月継続してやんでいる状態であること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、解消した状態になっても、再発する可能性があることを踏まえて日常的に注意深く観察する必要がある。

(3)いじめの未然防止

市教育委員会は学校と連携して、児童生徒が主体的かつ真剣にいじめ防止を考える場を設定し、「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合いの心、規範意識等を育て、児童生徒が望ましい人間関係を築けるよう育成を図る必要がある。

(4)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの早期対応の前提であり、全ての大人が連携して児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

市教育委員会と学校は、いじめに関するアンケートを実施して、早期発見、早期対応に努めるとともに、相談窓口を家庭や地域、児童生徒に明示し、いじめに関する相談体制を充実させる。

(5)いじめの解決に向けた取組

市教育委員会と学校は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であるという認識に立ち、当該児童生徒を徹底して守り抜くために、学校は、組織として対応し、教育委員会と連絡を密にし、必要に応じて警察や児童相談所などの関係機関と速やかに連携を図る。

また、学校は、いじめを行った児童生徒に対しては事情を確認し、いじめが発生したクラスや部活動等の集団の状況を適切に把握し、必要な指導を行い再発防止を徹底する。

(6)学校と家庭及び地域等との連携

市教育委員会と学校は、家庭や地域等に対し、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒を見守る取組を推進する必要があること及びいじめの疑いがある場合には、関係機関への情報提供に努めることについて啓発を行う。

2 野田市におけるいじめ防止等に関する取組

野田市は、次のとおりいじめ防止等の対策を推進する。

(1) 組織

○野田市学校警察連絡協議会

法第14条第1項に規定する「連絡協議会」に代わるものであり、関係機関及び学校との連携を図り、いじめ防止を推進する。市教育委員会と学校、警察によるいじめを含む児童生徒に係る諸問題についての情報共有を図り、早期解決及び未然防止に資するものとする。

○野田市いじめ問題対策委員会

法第14条第3項に規定する教育委員会附属機関として、野田市学校警察連絡協議会との連携の下に、重大事態が発生した場合に招集し、市教育委員会の諮問により、調査主体が事実関係を明確にするための支援や調査した内容、さらに、再発防止策について協議する。委員会の組織及び運営については、別に条例で定める。

(2) 具体的な取組

① 市教育委員会は、いじめアンケートを全小中学校で年間2回実施し、いじめの認知件

数を集計した後、各学校の対応状況を把握するために聞き取り調査を行い、必要に応じて指導、助言を行う。

- ② いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、千葉県教育委員会による悉皆研修はもちろん、いじめに関する推薦研修や学級経営に関する希望研修等へ積極的に受講するように、教職員に促すとともに、市教育委員会の教育相談、長期欠席対策、学校人権等の研修を充実させる。
- ③ 市教育委員会は、児童生徒を始め、保護者、教職員がいじめに関して安心して相談できるように、スクールカウンセラーやひばり教育相談等の相談体制の充実に努める。
- ④ 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて、児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動（ペアレンタルコントロール講習会）など、家庭への支援を行う。
- ⑤ 野田市教育研究会生徒指導部会を核として、いじめの防止や早期発見、早期対応のための方策等に関する研究及びその成果の普及を行う。
- ⑥ 「のだ教育の日（11月第1土曜日）」前後1か月（おおむね10月中旬から11月中旬）は教育相談強化期間に設定していることから、市教育委員会はいじめ防止のキャンペーンを実施し、各学校は教育相談の充実を始め、いじめ根絶のための具体的な取組を行う。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

学校は、いじめ防止のために策定した「学校いじめ防止基本方針」を運用し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。

また、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止の組織」を中心として、学校の実情に応じた取組を進める。

学校は、「学校いじめ防止基本方針」のPDCAサイクルが機能しているかを点検するために、学校評価の評価項目に取組状況等を位置付け、常に点検を行う。

(1)組織

- ① いじめの防止及びいじめの早期発見、早期対応を組織的に行うための校内組織を常設する。
- ② いじめ防止の組織を校務運営組織（いわゆる「校務分掌図」）に位置付ける。
※ 例えば、「危機管理委員会」を設置し、委員を「総務・渉外」「会計・記録保存」「広報」「子ども対応」「保護者対応」「原因究明」といった係分担をし、重大事態事案にはPTA会長やスクールカウンセラーを加えるようにしている学校がある。

(2)具体的な取組

① 児童生徒への指導

ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめを受けた児童生徒にどのような影響を与えるのか、いじめについて正しく理解させるとともに、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを指導し、被害を受けた場合には徹底して守り通すこと、加害児童生徒には、今後の成長を支援することを理解させる等いじめ防止の年間指導計画（学校いじめ防止プログラム）を作成して指導する。

イ 自分自身がいじめを受けていることや友人等がいじめを受けている事実を教職員、家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させるとも

に、児童生徒がＳＯＳや情報を出せば、必ず学校が対応することを理解させる。

ウ 児童会・生徒会等が、いじめの防止等のための取組を主体的に行えるよう支援する。

エ 市教育委員会が契約しているネットモラル業者等によって、インターネットによるリスクを児童生徒が学ぶ場を設定し、いわゆる SNS 等によるいじめは重大な人権侵害に当たり、被害児童生徒には深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

オ 「いのちを大切に作るキャンペーン」「豊かな人間関係づくり実践プログラム」に取り組むとともに、児童生徒には「考え、議論する」道徳の授業を通して、自他の違いを認め、互いの人格を尊重する態度を養う。さらに、いじめの傍観者とならず、教職員等への報告や相談、いじめをやめさせるための行動をとることの重要性を理解させる。

② 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

ア 学校は、市教育委員会による年間2回のアンケートに加え、独自の調査や面談、相談箱の設置等によって、いじめの早期発見に努める。

イ 学校は、法第23条第5項にあるように、被害児童生徒の保護者と加害児童生徒の保護者との間で争いが起きないように必要な措置を講じることを明記しておく等の具体的なマニュアルを策定するように努める。

ウ 学校は、長期休業前又は長期休業に入ってからすぐに、保護者面談や学級懇談会を設定し、児童生徒個々の学習面や生活面について説明したり、相談したりする機会を作る。

エ 学校は、不登校等で気になる児童生徒との連絡を常に取りるように努め、特に、長期休業明け前後1週間は、自殺予防に注力する。

オ 学校として、配慮が必要な児童生徒（例えば、障がいのある児童生徒、海外から帰国した児童生徒、外国籍の児童生徒、LGBT※の児童生徒、東日本大震災による被災児童生徒）については、教職員等が個々の児童生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行う。

カ 教職員は、いじめを認知あるいは疑いを持った場合は、必ずいじめを防止する校内組織へ報告し、学校全体の組織で対応する。

キ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を計画的に実施する。

③ 「学校いじめ防止基本方針」の周知

「学校いじめ防止基本方針」を各学校の公式ホームページに掲載するとともに、その内容を、必ず毎年度当初に保護者や学校評議員等へ説明する。

④ 市教育委員会との情報共有

学校は、校内で情報共有した案件で、県のスクールソーシャルワーカー等、関係機関との連携が必要な場合は、市教育委員会にも情報を提供して連絡を密にする。

⑤ 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについて、学校は、早期に警察に相談や通報の上、警察と連携して対応する。

※ LGBT (Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender : 性的少数者のこと)

4 保護者・地域におけるいじめ防止等に関する役割

(1) 保護者の役割

保護者は法第9条にあるとおり、児童生徒の教育において第一義的責任を有するものであることから、一人の児童生徒は、被害者にも加害者にもなり得ることを念頭に置きながら、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という意識を持って、日頃からいじめ根絶のための教育を行う。

さらに、それぞれの家庭教育の自主性を尊重しながらも、保護者は、次のようないじめ防止に関する役割を持つ。

- ① 児童生徒がいじめを行ったり、見て見ぬふりをしたりすることのないように、必要な指導を行うことに努める。
- ② 児童生徒のいじめを認知した場合は、速やかに学校や関係機関等へ相談することに努める。
- ③ 児童生徒を見守っている学校や地域の人々等と情報を共有して、互いに補いながら協働していじめ防止に取り組むことに努める。

(2) 地域の役割

地域及び児童生徒の健全育成に関係する機関等（例えば、子ども会・青少年相談員・民生（児童）委員・スポーツ少年団・オープンサタデークラブ等）は、学校や相互の機関等で連携して児童生徒が安心して過ごすことができる環境作りに努める。

特に、いじめの兆候が感じられたときは、関係する保護者、学校、関係機関等へ積極的に情報を提供していじめ防止に努める。また、地域行事等で児童生徒が主体性を持って参加できるように配慮し、児童生徒が社会の一員であるという自覚を促す。

5 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項に基づき次に掲げる場合を指す。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（以下「生命心身財産重大事態」という。）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（以下「不登校重大事態」という。）

※ 「疑いがある」とは、いじめ行為と自殺や不登校等との間に因果関係が存在することが考えられるならば、因果関係の存在が明白でなくとも「疑いがある」とする要件を満たす。

(2) 重大事態の判断

① 「生命心身財産重大事態」の場合

「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、おおむね次のことを指し、その行為がいじめによる疑いを認めるときのことをいう。なお、例示の内容より下回る被害であっても、総合的に判断して重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 心身に重大な被害を負った場合

- ・リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・暴行を受け、骨折した。
- ・投げ飛ばされ脳震とうとなった。
- ・殴られて歯が折れた。
- ・カッターで刺されそうになった。
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・おう吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・多くの生徒の前で衣服を脱がされ裸にされた。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上に拡散された。

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。

② 「不登校重大事態」の場合

いじめ事案の対処は、対応が遅れるほど解消が困難になる。「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえれば年間30日間が目安となるが、学校又は市教育委員会は、不登校重大事態になる可能性があるとは判断した場合は即座に事案対処に取り組み、7日間を目安に判断する。

(3) 重大事態発生による対応

学校又は市教育委員会は、重大事態発生により以下の対応を行う。

発生 of 報告 ⇨ 調査主体 of 決定 ⇨ 調査 of 実施と解消への対応 ⇨ 結果 of 報告

※ 別紙1「重大事態対応フロー図」を参照し、遺漏のない迅速な対応を行う。

(4) 重大事態発生 of 報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会に速やかに報告する。市教育委員会は、市長、教育委員及び県教育委員会に報告する。

※ 報告の流れについては、別紙2「いじめ重大事態発生による報告の流れ」による。

(5) 調査主体 of 決定及び組織

- ① 報告を受けた市教育委員会は、原則として市教育委員会主体で調査を行うが、被害児童生徒・保護者の要望を十分把握した上で、調査主体を学校又は市教育委員会のどちらかに決定し、調査する組織を編成する。
- ② 調査する組織は、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるように、学校又は市教育委員会の職員を中心とした組織に、野田市いじめ問題対策委員会（法第14条第3項規定による教育委員会附属機関）を加える。

なお、学校は、市教育委員会主体による調査であっても主体的に調査に関わることはもちろんであるが、特に、不登校重大事態事案の場合は、最大の目的はいじめ解消とともに対象児童生徒の学校復帰であることから、校内での日常の様子等は学校が一番把握していることを踏まえ、市教育委員会や野田市いじめ問題対策委員会と十分に連携する。

(6) 調査 of 実施及び対応

調査を行う上での基本的な姿勢は、被害児童生徒及び保護者がいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解して、被害児童生徒

及び保護者の意向を的確に把握して、以下に示す内容について対応する。

- ① 学校又は市教育委員会は、調査実施前に被害児童生徒及び保護者に対して、次の事項について説明する。

ア 調査の目的・目標

調査は、民事・刑事上の責任追及や訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、市教育委員会及び学校がいじめの事実に向き合うことで、当該事案の解明、事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。

イ 調査主体

調査する組織の構成を説明し、公平性・中立性が担保されていることを説明する。

ウ 調査時期・期間

調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるかについて、目途を示す。

エ 調査事項

いじめの事実関係や市教育委員会及び学校の対応、さらに聞き取り等をする児童生徒・教職員の範囲について説明する。その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取る。調査事項に漏れがあった場合、市長による再調査を実施する場合があることに留意する。

オ 調査方法

調査に使用するアンケートの様式、聞き取りの方法、手順等を説明し、被害児童生徒及び保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り調査の方法に反映する。

カ 調査結果の提供

どのような内容を提供するのかを説明する。その際、野田市個人情報保護条例（平成12年野田市条例第25号）により、不開示とする部分を除いて情報提供すること、アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する等の配慮の上で行う方法を採用することを説明する。

なお、被害児童生徒及び保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、市教育委員会と学校は、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要になる。そして、検証した内容を被害児童生徒及び保護者が許可する範囲で情報を共有することで、再発防止につなげる。

- ② 記者会見、保護者会など、外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に被害児童生徒・保護者へ伝える。配布資料等の文書を外部に出す場合は、事前に文案の了解を取るように努める。事前に説明が行われず、被害児童生徒・保護者が報道でその内容を知ることになった場合は、不審を抱く原因となることを理解しておく必要がある。

- ③ 自殺事案を他の児童生徒等に対して伝える場合は、遺族から了解を取るように努める。遺族が自殺であることを、他の児童生徒等に伝えることを了解しない場合、市教育委員会又は学校が他の児童生徒及び保護者に対して「事故死であった」「転校した」などと伝え、他の児童生徒及び保護者からは“嘘をついた”と思われ、信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行う。

また、当該案件が起きて調査を行う場合、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じることから、不要な憶測を生むことがないように、伝え方を統一しておくことが必要になる。

- ④ 市教育委員会及び学校は、被害児童生徒の状況に応じた継続的な心のケアを行い、被害児童生徒が不登校になっている場合は学校生活への復帰に向けた支援を行う。
- ⑤ 市教育委員会及び学校は、調査実施に当たって以下の点に留意し、事実関係を明確にする。

○調査対象者、保護者

ア 調査対象者、保護者に対しては、以下の内容を説明した上で調査を実施する。

- ・ いじめ重大事態の調査であること。
- ・ 調査結果を、被害児童生徒及び保護者に提供する場合があること。

イ 時間が経過するにつれて、児童生徒はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理が困難になるおそれがあることから、可能な限り速やかに実施するように努める。

ウ アンケートは、状況に応じて無記名式の様式により行うことも考えられる。

○被害児童生徒及び保護者と加害児童生徒及び保護者

ア 被害児童生徒及び保護者からの聞き取りに際しては、徹底して守り通すということと言葉と態度で示す。ただし、被害児童生徒の中には、その原因を話したがいらない者もいることを踏まえ、無理に聴取せずに、周囲の児童生徒や教職員から多角的に情報を収集するなど、状況に応じて柔軟に対応する。

イ 被害児童生徒及び保護者からは、いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校はいじめ対策組織やいじめの年間指導計画による指導が適切に機能していたか、などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ウ 被害者側はもちろん、加害者側の聴取に際しても、自由に話させる。聴取を行う者の主観で発言を解釈したり、評価したりしない、オープンな質問（二者択一ではなく回答内容が児童生徒に委ねられるような質問）をするなどの点に留意する。ただし、必要に応じ、ある行為をしたか否かを具体的に問うといった方法を探ることも検討する。

エ 加害児童生徒及び保護者に対しては、その行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下で指導を行うことを基本とした聴取を行う。

- ⑥ 学校は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒及び保護者への支援を継続し、その後も心のケアを徹底する。
- ⑦ 市教育委員会は、加害児童生徒に対して、必要な場合に出席停止措置（学校教育法第35条、野田市小学校及び中学校管理規則第26条）を行う。その際、加害児童生徒への支援を学校と連携して行う。
- ⑧ 市教育委員会及び学校は、調査中に被害児童生徒及び保護者から進捗状況等の内容を求められたときは、経過報告を行う。

(7)調査結果の提供及び報告

- ① 調査終了後、結果を学校及び市教育委員会が確認し、被害児童生徒及び保護者に事

実関係等の必要な情報を速やかに提供する。

- ② 加害児童生徒及び保護者にも、今後の指導等の必要から、原則として事実を伝える。伝え方や時期については、被害児童生徒及び保護者への配慮に留意しながらも、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
- ③ 市教育委員会は、調査結果を市長及び教育委員に報告する。
- ④ 市教育委員会は、東葛飾教育事務所を経由して県教育委員会へ情報提供する。調査の結果は、文書によって報告する。
※ 文書の書式は資料「報告書の書式」による。
- ⑤ 市教育委員会は、被害児童生徒及び保護者が希望する場合には、当該児童生徒及び保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。

(8)調査結果の外部への公表

- ① 調査結果は、事案の内容や重大性、被害児童生徒及び保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することを原則とする。
- ② 学校又は市教育委員会は、調査結果を公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り公表の前に報告する。
- ③ 学校及び市教育委員会は、調査結果の公表の方法及び内容を被害児童生徒及び保護者と確認した上で、再発防止策とともに調査結果を説明する。

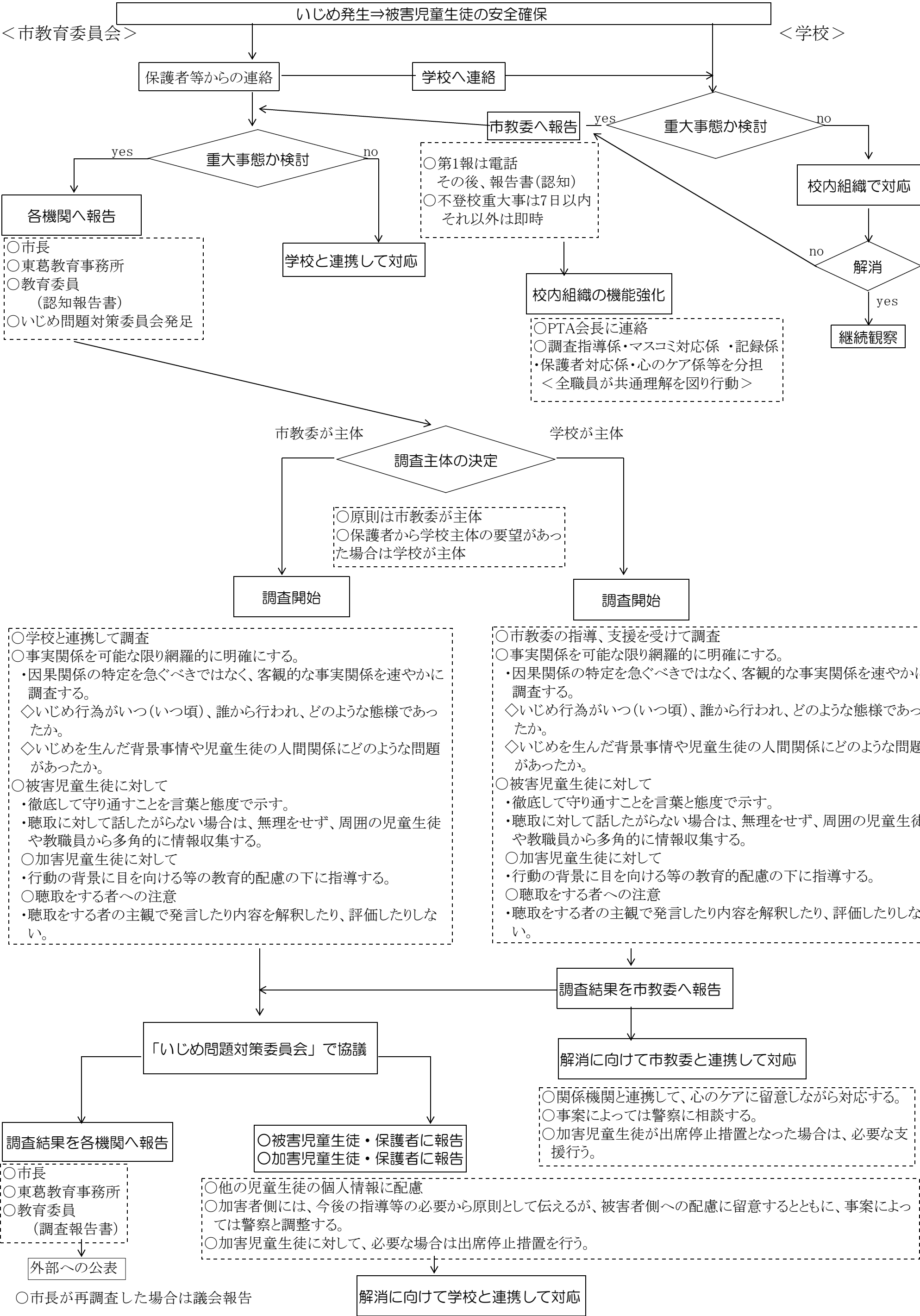
(9)資料の保管

学校は、調査により把握した情報の記録のうち、アンケートの質問票原本等の一次資料は、当該児童生徒が卒業するまで保管する。アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録の保管期間と合わせて5年間保管する。

6 「野田市いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

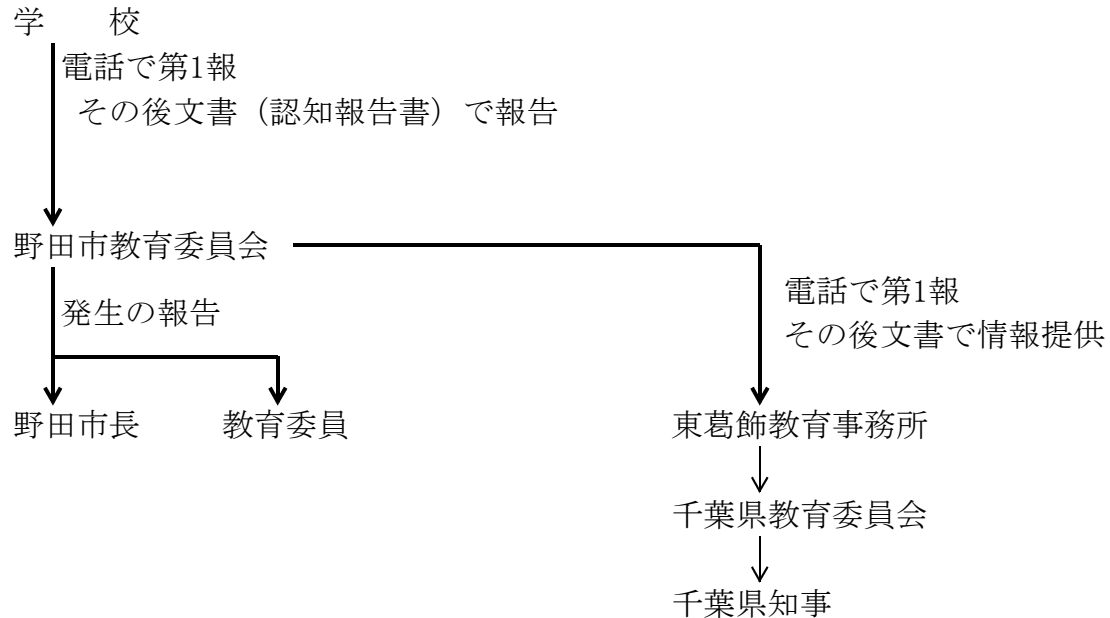
野田市いじめ防止基本方針は、野田市のホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

重大事態対応フロー図

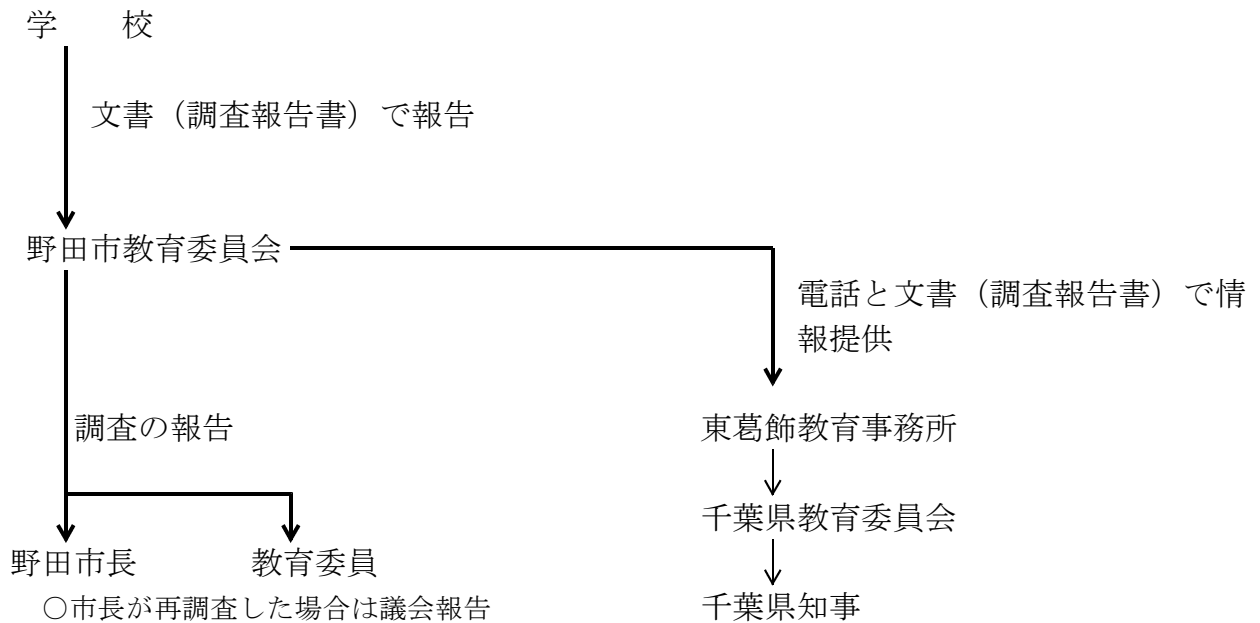


いじめ重大事態発生による報告の流れ

<いじめ発生の報告>



<調査結果と対応の報告>



※各種報告文書の書式は、別添の資料を参照

資料

報告書の書式

●いじめを認知したときの報告書（第1報）

記号番号

〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）野田市教育委員会

野田市立
校長

学校



いじめ重大事態の認知に係る報告書

このことについて、いじめ防止推進法第30条に基づき、本校で発生した重大事態について下記のとおり報告します。

記

1 重大事態の概要

（1）重大事態の種別 いじめ防止対策推進法第28条第1項第〇号

※ 第1号 生命心身財産重大事態の場合
第2号 不登校重大事態の場合

（2）発生日時 〇〇年〇〇月〇〇日（〇） ※ 第2号の場合は欠席が始まった日

（3）発生場所

（4）被害児童（生徒）

①学年、氏名、性別

②住所

③保護者名

（5）加害児童（生徒）A ※複数名の場合はB、Cと繰り返す

①学年、氏名、性別

②住所

③保護者名

2 重大事態の状況

（1）いじめの状況

①いじめの内容

※現時点で分かっているいじめの内容と被害児童生徒の現況を記載

②判断の根拠

※重大事態に該当すると判断した根拠を記載

（2）学校の対応

※時系列で記入、組織で対応した足跡、児童生徒への支援・指導、保護者との連絡内容等を記載

3 今後の対応

※校長としてどのように考えているかを記載

●調査結果の報告書（第2報）

記号番号
〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）野田市教育委員会

野田市立
校長

学校



いじめ重大事態の調査結果に係る報告書

このことについて、いじめ防止推進法第30条に基づき、本校で発生した重大事態に係る調査結果について下記のとおり報告します。

記

1 重大事態の概要

（1）重大事態の種別 いじめ防止対策推進法第28条第1項第〇号

※ 第1号 生命心身財産重大事態の場合
第2号 不登校重大事態の場合

（2）発生日時 〇〇年〇〇月〇〇日（〇） ※ 第2号の場合は欠席が始まった日

（3）発生場所

（4）被害児童（生徒）

①学年、氏名、性別

②住所

③保護者名

（5）加害児童（生徒）A ※複数名の場合はB、Cと繰り返す

①学年、氏名、性別

②住所

③保護者名

2 調査結果の報告

（1）事実確認 ※被害児童生徒への聴取が実施できなかった場合は、その旨を記載

（2）対応方針

①被害児童（生徒） ※支援の内容や保護者の意向を記載

②加害児童（生徒） ※指導及び保護者への助言、出席停止措置の場合はその期間
及び支援内容を記載 複数名の場合は個別に記載

（3）現在の様子 ※被害及び加害児童生徒の現況を記載

3 校長所見

（1）本事案に対する考察

（2）再発防止に向けての取組

●市教育委員会から教育事務所への情報提供

記号番号
〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県教育庁東葛飾教育事務所長 様

野田市教育委員会
教育長 〇〇 〇〇

いじめによる重大事態について（情報提供）
このことについて、別添のとおり情報提供します。

（記） ※複数同時の時は「記」として以下を追加

- 1 重大事態発生校及び件数
野田市立〇〇学校 〇件
野田市立〇〇学校 〇件
- 2 内容 別添のとおり

※発生時、調査結果報告時ともに同じ書式